

## 墨田区消費者ニュース

令和7年12月発行 第229号

消費者センターの相談の窓口から

### 数十年前に購入した山林が売れる！？

### 原野商法の二次被害に注意



#### 【相談事例】

数十年前に父が山林を購入した。父は亡くなり、まだ相続登記をしていない。先日不動産事業者が自宅に来て「開発計画があり山林の値段が上がっていて、今なら数百万円で売却できる。土地の売却に必要な測量、媒介を100万円で行うがどうか。」と言われた。契約しようか迷っている。

#### 【アドバイス】

値上がりの見込みがほとんどないような山林などを、将来値上がりするかのように偽って販売する手口を原野商法と言います。過去にこうした被害にあった人に土地の売却を持ち掛け、言葉巧みに売却額より高い新たな土地と一緒に購入させたり、調査費、測量費、整地代、保証代など様々な名目で費用を支払わせる二次被害の相談が寄せられています。

- 「土地の値段が上がっている」などのセールストークをうのみにしてはいけません。
- 事業者が宅地建物取引業の免許を持っていても安易に信用しないようにしましょう。
- 土地が所在する自治体等に土地の状況を問い合わせたり、現地に行き、登記情報を自分や家族の目で実際に確認することが大切です。
- 土地の相続や処分等について様々な情報を集めましょう。

この事例では「契約はしない」ときっぱりと断り、今後の勧誘も断りました。

困ったときは、消費者センターにご相談ください。

# 「デジタル遺産」 は相続されます

大切な人を「データ探し」で苦労させないために

「デジタル遺産」とは、個人のパソコンやスマホなどの「デジタル機器」に保存された、データ・アプリ・インターネットサービスのアカウントなどを指し、相続の対象になります。

相続遺産と聞けば預金や不動産などを思い浮かべますが、忘れては困るのが「デジタル遺産」です。



アカウント、パスワードや大切な記録の保管場所は  
故人しか知りません

残された家族などの方は、故人が契約していたサービスや、相続手続きを要する事柄を把握するため、故人の使用していたアカウントや他の大切な記録をパソコンやスマホの中から探すことになります。

中でも支払の完了、契約解除などは早めに手続きを行いたいところです。

PASSWORD...



ところが、故人のパソコンやスマホのパスワードもわからぬと、画面を開くことさえできず「相続手続きの入口」の前で困り果ててしまします。

## デジタル遺産への手がかりは「紙への記録」？

まずは、パソコン、スマホを「開くこと」ができるよう、パスワードはデジタル機器以外に保管しておきましょう。

パスワードの数字はそのまま記載せず、家族にはわかる年月日などに変換。

例えば「×××× 記念日」などに工夫します。

記載した紙は「きっと探すであろう」と思う場所、例えば「財布」など。

## 家族がパソコンやスマホを開いたら 早くみつけられるように

- ・「自分としては、これだけは見てもらわないと困るもの」をまとめておく。
- ・すぐに対応が必要なもの、家族の日々の生活に直接関係する契約など、わかりやすく。
- ・以前登録したサービスで、現在はあまり使わないものを見直してみる。



自分のパソコンやスマホの中を  
家族が探すことを想像して  
フォルダなどを整理してみましょう

墨田区消費者講座

いつか来る日のために  
「これだけは聞いておきたい！」  
葬祭の基本知識」

12月11日  
受付開始

今日のお葬式事情・お墓などについてのお話をします。

- 日時：令和8年1月17日（土）午前10時～正午
- 場所：曳舟文化センター 第1会議室
- 定員：区内在住・在勤・在学の方 先着35人
- 参加費：無料
- 申込：令和7年12月11日（木）から、電話またはEメールで
  - ・電話：5608-1516 すみだ消費者センター
  - ・Eメール：[sangyou@city.sumida.lg.jp](mailto:sangyou@city.sumida.lg.jp)へ（氏名・電話番号をメール本文に記載し、タイトルを「消費者講座希望」としてください。）



## すみだ消費者センター相談室

相談専用  
ダイヤル 5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分



参考：「2023年版 くらしの豆知識（独立行政法人国民生活センター）」同「2024年版」

イラスト：いらすとや

令和7年12月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上2-12-7 5608-1516